

平成 24 年 9 月 10 日

群 馬 県

野生鳥獣（ツキノワグマ）の管理の考え方

1 出荷制限

本県では、出荷、流通のために稼働しているクマの解体処理施設はない。また、これまでも県内全域の野生鳥獣について放射性物質モニタリング調査を実施し、その都度検査結果を公表している。

基準値を超えた結果が出た場合、市町村や狩猟関係団体を通じて有害鳥獣対策関係者、狩猟関係者等に対し、当該地区において捕獲された野生鳥獣の自家消費や出荷の自粛及び慎重な対応を呼びかけている。

今後も、検査結果の県ホームページへの掲載や報道機関等への情報提供により、一般県民に対しても周知していく。

2 放射性物質検査

現在、ツキノワグマの生息地域において捕獲が行われた場合に検査を実施しているが、今後も計画的に放射性物質の検査を継続していく。